

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－68）、MOX燃料加工施設（1－65）」

2. 日時：令和3年9月16日（木） 10時00分～12時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、高梨安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃株式会社 再処理事業部付 部長 他 14 名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

四国電力株式会社 原子力部 燃料技術グループ 担当

北陸電力株式会社原子力部原子燃料技術チーム 副課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 12 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 3 年 9 月 8 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 3 年 9 月 10 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、本格分解しました。
0:00:05	規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは12月24日に申請があった設工認申請について資料をもとにて、まさにヒアリング現地確認を行うこととなります。
0:00:23	ただ規制庁側の出席者を紹介しますが本庁会議室の出席者の紹介をお願いします。はい、規制庁回数委員長かなナカハマ放火二名参加します。
0:00:37	検知やシミズです。ありがとうございますとほか、WEBからとオオハシタカシ、カミデフジワラ
0:00:47	コサク
0:00:49	タジリシミズになります。
0:00:53	それでは日本原燃の方から人出席者の紹介のみをお願いします。
0:01:00	はい、日本原燃中間でございます。本日のヒアリング参加者を紹介いたします。
0:01:07	再処理事業部よりムラノナガサワ、タカハシ、シミズナカハマ
0:01:14	MOX事業部よりタカマツ。
0:01:18	タニグチイシハラ
0:01:21	溢水薬品関係でございますけれども、別紙の先ヤマモト同じくヤマモト
0:01:32	クボタ
0:01:33	あと関西電力さんから笹川さんをお願いしてございます3ヶ所以上となります。
0:01:41	はい規制庁清水です。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングメニューに入る前にあるSAからも連絡がいつてるかもしれないんですが、当分割第2回以降の基本設計方針の前後表の記載の仕方についてちょっと検討をお願いしたいということでこちら
0:02:01	からお伝えしたいことがありますので、当コサク調査官等よろしいでしょうかという
0:02:09	はい。規制庁コサクです。
0:02:14	基本、今日の議題も基本設計方針の書き方というふうに構成していくかと。
0:02:24	床応答の話になろうかと思うんですけど、
0:02:30	基本設計方針を記載についてもこれまでも何度か外部事象をとあと、火災ですかね、中心にヒアリングを重ねてきていて、その際に第2回以降になる部分について、どういう
0:02:47	構成にしていくつもりなのかそれによってどう、第1回を申請し第2回申請するかという話はしていたかと思えます。
0:02:58	RFSIについては、

0:03:04	原燃の対応を見ながら申請をして対応してきたということではありつつ、減免をよりも、もう先起こしてしまってますね、第1回についてはすでに認可をしていると。
0:03:19	ということで、第2回の申請に向けて作業しているところということになってます。それで第2回を準備していったところ、第1回で申請したいつくった部分で、
0:03:35	第1第2回分野の追加を
0:03:41	規程としてしなきゃいけないというところがあってそれをどういうふうに書いていきましょうかと。
0:03:46	ということで悩みが出てきましたというので、相談の面談がきています。それが
0:03:56	どうなのかですかね、に資料受理をしまして、
0:04:03	機能に面談を
0:04:06	実際にしているというところですね。
0:04:10	ちなみに、そういった状況なのは、事前にRSからは連絡がありましたでしょうか。
0:04:19	日本原燃西原でございます。事前には特異なくてですね機能はおそらく面談が終わった後ですかね。メールが来てたっという状況です。
0:04:30	はい、規制庁コサクです。わかりました。おそらくそうではないかなと思ってですね昨日の面談で話をしても、現年つとの状況との中をカウントしてたんで、
0:04:45	やり方については原燃と相談してくださいということを私から申し上げたという状況です。
0:04:52	手のもの第1回でそもそも原燃と相談してやっていくといったのに何で第2回になったら相談しないんだっていうのは甚だ疑問なんで、その点は第1回るときと同じように連携をとってやっていただければというのがまず全般的なお願いです。
0:05:09	その上で、
0:05:14	直接整理しなきゃいけないかなと思っているのは基本設計方針をませんか。
0:05:23	研究変更前後表ですかねという形で基本的には変更し、変更の工事の第1項申請であろうと
0:05:34	第2項申請での変更手続きであろうと対応されると。
0:05:40	ということで基本的な運用は整理されていると思ってるんですけど、その時の変更前に書く内容と変更後に書く内容と、
0:05:50	ということでの案悩みということです。具体的には今回の整理でもう
0:05:59	記載の適正化のレベルであれば変更前に書いてしまって、具体的に内容として変更するものというのを変更後に書いていただく。
0:06:09	ということでは認識は共有をされているかと思えます。
0:06:15	一方で、今回の申請っていうのが第1項申請だったり第2項申請だったりということでも悩ま若くて、

0:06:24	単純な変更手続きであればあまり悩ま少なくてどちらにせよ、先ほど言ったように変更するものが変更後にあると。
0:06:33	いう事でしかないんですけど、悩ましいのは、変更。
0:06:39	第 2 項申請でありつつ、分割でやろうとしていると。
0:06:43	いうところが悩ましいというポイントです。規程規則の規定上はですね、第 1 項申請でしか分割が規定されていなくて、それもその分割の意図は、基本は設計建設段階、
0:07:01	もうことを意識しているので、
0:07:04	あまり前の分割の第 1 回で申請してあるものを
0:07:12	変更するといったときはそれは並行第 1 項申請になり、第 1 項申請の分割第 2 回とかっていうものはそれはそれで手続きをすると。
0:07:22	いうことで原燃も考えていたと思うんですけど基本設計方針になると、それを宣誓してあったものを今回も火災防護だったり、外部事象もそうかもしれませんけど。
0:07:40	実績で考えた場合に、各科こうと思っていることのうち、第 2 回以降にしたいという部分的に抜く例示を持っておられると思うんですね。
0:07:52	そうするとそこ工事会で追加をしようとしたときに、その部分を変更っていうことになると、第 1 回支援性の生成内容を変更しよう。
0:08:06	いう変更手続きになるのか。
0:08:10	或いは、単純に分割での
0:08:14	申請なのかと。
0:08:16	いうところで位置付けがちょっとはつきりしない。
0:08:19	どうしたらいいかということはないなと思うんです。
0:08:22	そういう位置付けを頭の整理をしていただいて、それに、それを踏まえてというか、並行してかもしれませんが、記載ぶりとしては変更前の方に
0:08:38	それまでに宣誓して認可されたものっていうのを書くのか。
0:08:43	分割申請であるので、全体としての変更としてはこうですと、
0:08:49	いうことで、変更後に書きつつ、変更後ですでに認可されているもの、そう前に申請されたものと今回新設するものとするという区別をするように書くのかという
0:09:04	第 2 回という関係で言えば第 1 回申請内容を左に書くの紙に書くのかと。
0:09:11	いうことで、どちらがいいですか、そのときの考え方は頭の整理をして、また相談しに来てくださいということで機能はお伝えをしています。
0:09:23	原燃におきましては今の話ってのは理解いただけただけでしょうか。
0:09:28	日本原燃シェアでございますはい、理解ができました。ちょっと我々が今まで考えた考え方は今別紙にとかでもお示しをしている通り、変更をするものって第 1 回の時今回の分割推薦第 1 回で基本設計方針丸をつけているものが第 2 回コード参画になる。

0:09:48	原稿がないといった場合はほとんど考えたのが変更前にそれをスライドして書くという段階以降ですねということで整理をしてましたって、ただ、今ご指摘あって、どういう考え方でそれでいいと思ってるのかっていう考え方も含めてセットでちょっと整理をしっかりと必要で、それを踏まえた上で、あれ施設さんと話をしないといけないと思う。
0:10:08	出ますので。
0:10:11	こちらの考え方を整理した後、ちゃんとして打ち合わせをして、お互いの認識が上にということでやりたいと思ってます。
0:10:20	はい。規制庁不足です。
0:10:23	氷の下、
0:10:28	イッキヨクす。
0:10:31	私もそのイメージでいたんですけど、そうだとすると、
0:10:37	第1項申請になっちゃいはいはしないかみたいところが
0:10:42	懸念材料。
0:10:45	になるのかなと思ってですね、あれですがどうもそういうのを心配してみたいで、
0:10:51	それを
0:10:53	その具体的な悩みはまさに、第1項の課題にこのかっっていうことで言うと、鑑の書き方ですね。
0:11:02	一部話題更新世に一部は第2項申請でっていうのは、基本的に、
0:11:09	あり得ないというか、普通はなくて、普通ないから、原燃はその第1項申請のものと第2項申請のものを手続き分けてやりますということで先日の審査会合でも説明がされたと。
0:11:25	ということだと思うので、
0:11:28	前変更前のほうに書くってそれを入れるといったときはそれは、特にF施設での対応で言えばそれは変更点はなくてですね、
0:11:41	工事として分割して出してる。
0:11:45	あと内工申請ですということ。
0:11:48	になると。
0:11:50	思うんですね、まずそれそういう認識をちゃんと整理をしてこう考えてこういう手続きでいいよねと。
0:11:57	いうところの考えを事業者側として、まずRSと相談をして整理をしていただければと思いますんで。
0:12:07	その際に、あとは相談なんですけどやり方としては、RFSの総断のときに原燃も同席をして話をするという進め方でいいですか。
0:12:23	42社でございますはい、それで大丈夫です。
0:12:28	はい。これ真下じゃそのそれでも点も含めてあるアクセスと相談していただいて、

0:12:35	ちょうど半径で構いませんので打診をしていただければと思います。よろしくお願ひします。
0:12:42	はい、乳井イシハラでございますはい、或いはセンターと相談して対応決めたいと思います。
0:12:52	はい、規制庁区画ですシミズ案オオオカします。
0:12:56	はい。規制庁市民ですと、それでは本日予定していたヒアリングの内容に移りたいと思いますが、
0:13:05	現年かな基本の人の説明をお願いします。
0:13:13	はい、日本原燃中間でございます。
0:13:16	本日の御説明でございますけれども、今画面共有させていただいております。まず最初に先日来、ヒアリングで御指摘いただきました。外部衝撃に関わる別紙 1 の指摘事項への
0:13:31	採用について御説明させていただきます。その後溢水 00-0102 及び薬品出る 0-01 を御説明させていただきたいと思ひます。
0:13:47	それに加えてですね先ほどヒアリング参加者の方、ちょっと抜けがございましたので追加で御報告させていただきます。MOX事業部よりアボ、カワグチ作動 3 名が追加で参加させていただきます。以上です。
0:14:06	凍結やシミズですとそれで一番最初の議題となると、9 月 8 日に提出していただいた外部衝撃に係る指摘事項への対応方針について、県からの説明をお願いします。
0:14:21	日本原燃西原でございます。外部衝撃に係る別紙 1 の指摘事項等への対応方針ということで、いくつか外部衝撃の別紙 1 をやらせていただいた時にですね、ご指摘をいただいたものを個別各事象だけではなくて、これ全体でやっぱり整理が必要だと思ひましたので、このペーパー
0:14:41	共通認識をまず社内で諮った上で別紙 1 棟の修正に入らせていただきましたということでこの資料出させていただきます。大きくは記載内容の統一共通であることを特に外部衝撃につきましては 3.3 のところで共通的なこと。
0:15:01	いう、そのあと 3.3. 1 以降からそれぞれの事象に対する説明が変えるとかということで、まだ暫定さんの頭のところでどういったことを共通的にして示すべきなのかという整理をした結果ということを添付 1-1 から 7 示させていただきます。
0:15:19	以前ご指摘いただいただきました波及的影響ということに加えましてあと保安規定の対応というのも記載にはつきがありましたのでこういったものを整理をした上で 3.3 の頭で書くことを、それぞれの事象で確固ということを整理をしたものでございます。

0:15:36	この整理の結果を踏まえて、昨日とMOX側では外部衝撃の一部になります が全部はできてませんが1から3、別紙1加算を出ささせていただいてございま す。
0:15:50	はい。あとは来2ポツの規格基準の関する記載の扱いのところでございます。 こちらについて基本設計方針に規格基準の年版が書いてあったものがありま した。これこれ自体は変えてなった基本設計方針、いわゆる設計の変更にあ たるのかと。
0:16:08	いうことを願いを御指摘を受けた上でちゃんとそういったことも踏まえた上で、 記載の整理が必要ですよということだったと理解をしています。
0:16:16	まず書き方の問題につきましては発電炉の実績も踏まえた上での設計方針に 記載する場合には規格基準の名称を記載するけどもメンバーは記載をしない と、一般の規格基準をまとめた表が尾根部添付それぞれについてございま すがその大きさにつきましては、
0:16:34	適切な規格基準を採用していることがわかるように現場も含めて記載をする というのが記載方針に関する考え方でございます。
0:16:43	一方、ご指摘ありました変更手続きが必要なかどうかという考え方についま しては、なお書きで書いてます前エンドースされた規格で年版が限定されて る場合とかえとバックフィット指示の年版の適用が必要な場合っていうのは、
0:17:00	当然ながら設計及び工事の計画の変更に値するのではないかと、認識ござい ますけどもそれ以外の実質価額の年版の改訂等一部呼称の変更ですとか体 験体系の変更など実質的な変更がない場合につきましては設計及び工事の 計画の変更としないというのが基本的な考え方だということで整理をさせ ていただいております。
0:17:23	三番目も似たような話ですが溢水外部衝撃、あと火災もですけども、ガイドの 記載でございます。こちらの書き方がまちまちでございまして街路名前を書 いて土地制定された年率日まで書いてるところもあれば海洋名前だけを書 いてある。
0:17:43	思います。それにつきましても整理が必要だと思っております、基本的に今日設 計方針にガイド呼び込んでいるものについては、許可の本文でガイドを引用し ている場合は、基本設計方針でも発生強化の
0:17:59	今回記載と同じように、GuideのEをします。ただし、先ほどの幾何形状と同じ ように、メンバー8年の記載はしないということが基本的な考え方で整理をさせ ていただいております。
0:18:12	ただ、許可の添付例外動員する場合も当然でございます。農協の溢水なんか は、その調整の結果で記載をしてないんですが、基本設計方針として記載す べき内容を踏まえた上でその溶融を個別に判断するしかないかなと思つて ます。

0:18:28	基本的には設計で担保すべき内容を記載する部分であることを踏まえて、極力ガイドというのは書かなくても、例えば参考にするという意味であれば参考にしていること自体が担保要件にもならないのであれば、特にその1台は各記載をしないということを基本原則としたいと思っています。
0:18:47	はい、あと4ポツ以降でございます。4ポツ以降については、重大事故の経営呼び込みの話ですね、重大事故防護対象に含めるというものの記載これについては、実際のページとして、
0:19:04	8ページ。
0:19:07	一方ですね、8ページ、やっぱり違うと思います。
0:19:13	すいませんがポイントで、
0:19:15	ページでしまったので共通の右下ではなくて右のちょっと上側にある10ページ以降ですね。
0:19:23	をご覧ください。
0:19:25	10ページが中病診なってまして11ページのところにそれぞれの外部衝撃の事象ごとに書き方というのを整理をしてくかさせていただきました基本的には含めるといっても何を含めるのかわからないので、重大事故対処設備についても外部からの衝撃により必要な機能を損なわない設計とすると。
0:19:45	基本設計方針をちゃんとうたうということで整理をさせていただきました。それぞれの事象で、書き方の考え方を統一した上で展開をさせていただきました。
0:19:57	あともう赤字で国家になるっていうのは、他の事象と見比べると書き方が若干違うものの統一を図らせていただいたということでございます。これが4番の(1)のところでございます。
0:20:12	5番のところ(1)から(3)までその他ということで書いてございます。
0:20:20	文章でいくと2ページのところに書いてある5の(1)ですが、今日設計方針における具体的な設備名称の展開でございます。これについてはまあ個別具体的な説明を列挙することが目的ではなくてですね。
0:20:35	5するための設計の考え方とその対象になり得るものが何なのかということの考え方をしっかりと記載をすることが必要だと思っていますので、そういったことの趣旨がちゃんと伝わる記載の
0:20:48	程度にとどめるということで展開をしたいと思っています。具体の設備については添付書類側で記載をすることを基本的な考え方とするということで整理をさせていただきました。
0:21:00	あと(2)番でございます。何なりの評価を実施し安全機能を損なわない設計とすると、これはやはり今評価を実施した安全機能を損なわない設計とすると間が飛んでいく何をしたいのがよくわからないということもありましたのでこれは通しのページでいきますと、
0:21:19	18ページをご覧ください。違うってお話じゃないかごめんなさい、19ページからですね。

0:21:29	申し訳ありません、19 ページが中病診で 20 ページが、その記載でございます。
0:21:35	特にこの記載が目立ったのが外部衝撃中の竜巻でございます、他はですね下に米印で書いてますが、外部火災できますと、人通り必要な設計で担保することが文書として書かれているということで、
0:21:52	と竜巻を年に修正案というのを考えて整理をさせていただきました。
0:21:58	安全機能を損なう可能性がある場合には、と防護措置をやって技術機能を損なわない設計とするというのが一番頭の文章で生痕このところについては、何かを
0:22:10	に対して、構造健全性を維持するとか、貫通しないようにするとかっていう事で安全機能を損なわない設計としますよということが、具体の担保条件としてわかるように、見解を察するという事で整理をさせていただきました。
0:22:27	あとは一番最後の英語の(3)についても同じように包絡されて何が包絡されるのかがよくわからない文章が立って、幾つかありましたのでその修正をすると主旨がわかるようにするという事で展開をさせていただいたということでございます。
0:22:47	説明は以上になります。
0:22:52	規制庁清水です。ありがとうございます。どうすりゃご意見について規制庁側から確認したい事項等ありましたらお願いします。
0:23:05	規制庁化ですと、まず今説明あった本部側でちょっとだけ確認させてください。2 ポツの規格基準のところ、基本設計方針には年版はクボタないって、準拠規格の構築では
0:23:21	メンバーが含まれるこれ実用炉の実績を踏まえというふうに書かれてますが実用炉は、同じような
0:23:31	経緯というか、意図でこのような整理にしているという、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:23:40	やはり日本原燃の谷口です。発電の方でもこういった考え方で記載をさせていただいていたというふうに認識をしています。
0:23:49	超過ですありがとうございます。今回ちょっと今日、昨日から別紙 1 外部衝撃関係で幾つか出てきてますけど、この辺のところ、今回説明された内容が全部反映されて、
0:24:04	うん、出てくるという理解でよろしいでしょ。
0:24:11	容疑者でございますはい、そういう対応させていただこうと思ってます。
0:24:16	規制庁本日パワーの昨日出たその他のMOXの落雷とかで何か年版なついていたり、まだちょっと、ここに書いてあるのと違うなと思いつつ見ているところもありますのでちょっとまた
0:24:34	本日のヒアリングを踏まえて修正されると思いますがまた精査のほうをお願いします。

0:24:40	はい、下痢サービス足元格上ますすいませんはい対応させていただきます。
0:24:48	三つ。
0:24:53	規制庁中です。最初概要ペーパーもまあそれはそれで読んでみて、
0:25:01	適切にやっていただければぐらいの感じで、それを具体化したものということで、
0:25:08	今回の具体例ということで、
0:25:11	3 ページですかね。が記載されているというざっと見て、
0:25:18	ちょっと個別でいろいろ細かい指摘になるのかもしれないんですけど、気づいた点だけ、
0:25:25	四、五点ほどじゃないと言ってみたいと思いますが、
0:25:31	まずは
0:25:34	9 ページ目なんですけれど、
0:25:39	うちの修正案の方ですね。
0:25:42	一番上の 3.3 で、
0:25:46	これ全体的な話だと思うんですけど、記載ぶりで
0:25:52	赤字のところですね、新知見の評価を行うことというところのほかに適切に除灰恒設初期消火を実施することから来ない個別のものが出てきてるんですけども、これは、
0:26:07	何でこういう個別なのか、これだけでいいのかとかそこらへんのか考えますでしょうか。
0:26:15	日本原燃者でございますか、どこまで書くかって今悩んでは、ここにはあるんですけど、いくつか共通して書かれるものを、あの事象ごとに重複するものが頭に書いてもいいのかなということで書いてますが今最後に当つけてる理由はこういったもの全部読めるように等をつけているところもありますんで。
0:26:35	ここはもう少し考えたいと思いますudもともと考えたのは幾つかの事象で重複するものは頭に書いても1位、よろしいんじゃないかということで書いてるのが基本的な考え方です。
0:26:48	規制庁の中村です。
0:26:50	ちょっとあのぐらいのレベルが多分また集大成した上でっていうことではあるんですけども、過去、これをこの 3.3 の段階で限定して買っ書くと、それは数字なんかこれだけでいいのかみたいな話になるので、等で全部余別っていうことであれば
0:27:08	一般的な書き方でとどめるのかなというふうには思ってますが、要件等ということであればそれは引き続きこちら精査お願いしますということだけ言っておきます。
0:27:19	規制庁の古作です。今 9 ページの話があったんです、系統数全体でとって 3 ページからのこの 1 ポツということでまとめられたところ、全体の考えをちょっと改めてす。

0:27:36	整理をしていただきたいなと思っていてですね。
0:27:41	うん。
0:27:43	4 ページカラー閉全体
0:27:49	外部、
0:27:50	火災、火山と順序に
0:27:53	現状と今後というようなことで書いてはあるんですけど、これが統一化持つてんのかっていうのがよくわからなくて、それを 8 ページで背景として比較表を作り、
0:28:08	そろえていってますです。
0:28:13	特にそっちに関係するようなものを保安規定に関係するものっていうのを抜き出して 9 ページで全体平仄見ってますということのようなんですけど。
0:28:26	保安規定関連だけでもないと思うので、その辺りも整理を
0:28:33	されるべきだろうと思いますし、
0:28:37	8 ページで書いてある構成自体もですね。
0:28:44	行が並んでないかだけなのかもしれませんが、とても並んでいるように見えないんですよ。
0:28:53	なので、そこをしっかりと見て
0:28:57	どこで何をっていうことがもう少し明確に整理されるといいのかなと思うんですけど、まず全体の作業の状況として、
0:29:09	私の理解でいいのかどうなってるのかということを説明いただけますか。
0:29:15	日本原燃西原でございますはい、やってきたことは今コサクさんがおっしゃった通り、変更前後で並べてそれぞれに修正案として個別にまず整理した上で、それから平仄がとれているかっていうのを 8 ページで横で並べてと言いながら並んでいないんですけど。
0:29:35	並べて比較をして追加すべきものが報告会ないかというのを見た上でもう 1 回元に戻っているというのをこれを繰り返した結果になってますので、そういう意味ではうまくちょっと有効が並べてないので見づらいかもしれませんということ。
0:29:50	お金の横に並べた上で、
0:29:54	赤字で足して買え直したりとかっていうのもやっておりますのでそういうことを全体の考え方がまずわかるようにしたいのとあとはおっしゃる通りで、個別に比較した上で、全体の構成はそれぞれちゃんとこれで適切なのかというのがあって、ちゃんと整理ができてきたのかというのがわかるようにしたいと思います。
0:30:14	はい、規制庁コサクですよろしくお願ひしますって、
0:30:19	特に先ほどRSの話しましたけど、これまでの火災外部化スター外部事象の基本設計方針でもやっぱり再処理の申請においては第 1 回はDBのみで第 2 回犠牲が入ってくると。

0:30:37	ということがあって、衛星は第2回申請しますということだと思んですけど、その時に現調だと。
0:30:48	溶け込んでいるんですね。なので、第1回、第2回とどういうふうに申請するつもり今こういう体系作ってるのかと。
0:30:58	いうことを整理をしておいていただかなきゃいけない。
0:31:02	ところで、まず、まさに悪しが今悩んでるところだと思いますので、
0:31:07	そこもあわせてまずRSの面談でっていうところで先ほどお話しましたが、その際にはこういったところでどうするかも意識をして懸念でまとめておいていただいて、それを踏まえて、
0:31:23	こちらのほうではDDSを分けて書いてますか生きますだったり、こういう方針を作っていきますっていうことで御説明いただければと思ってます。
0:31:35	この点はそういう認識でよろしいですか。
0:31:39	はい、乳井西原でございますはい、ご指摘の通りで今私も基本設計方針の中でdB及び須江っていう書き方をしているのが多いんですけどあんまりこのやり方をするとちょっと基本設計方針の変更前後は見解とか分割申請の展開が難しいなと思っていたところです。
0:31:58	そういう意味で黒く点をにそれぞれの文章書き分けておいて卵と引き抜くみたいなやり方もほうがいいのかなど思いながらも、ちょっとそこは整理しきれなかったもので、その観点でも整理をしたいと思えます。
0:32:12	はい、規制庁不足ですよろしくお願ひします。あとは、ここの記載内容はこの後の10ページ以降でもあると思うので、細かくはお話Cは現時点ではしないほうがいいのかと思うんです。
0:32:29	現時点というのはこの後のそれぞれの担当からの確認に踏まえてまた聞ければと思うんですけど、9ページで先ほどお話のあったところで言うんですね。
0:32:46	ナカガワが言ったように一般事項として書いたほうがいいんじゃないのかということの通りではあるんですけど、あの等で確認しても後ろの等で書くべきなのか、ここの等で書くべきなのかということの考えも整理をするべきだと思ってます、
0:33:04	それで言うと、
0:33:08	今、
0:33:09	9ページだと3-3-2、3-3-3ということでここに書いてあるときに、個数を並べて書いているわけですね、このポツで分けてるのは分ける意味があって書いてるんだと思って。
0:33:24	それぞれの趣旨に応じてだとすると、それも平仄が合っている必要があって、
0:33:33	各項目、例えばこのポツを①②とかで書くこととですね。
0:33:39	①として書くべきこと②として書くべきことというのを並べ
0:33:45	この事象では③は要りません。③で書くべきものはありませんあれ丸一で書くべきことはありませんと。

0:33:52	というようなことでありマトリックスでかけると思うんですよ。
0:33:57	その変えていった中で、そのマトリックスの項目等というのを網羅するように、3ポツ3の全体像としては書いて、
0:34:08	いくということだと思えます。
0:34:12	それが今本当に欠けてるのかなっていうのがわからないので、それを整理をいただきたいのと捨て商用考えると、
0:34:22	考えなくていいものについて各事象で、ただ、書かないということでもいいのか。
0:34:29	ないということを確認にするのか、或いは3ポツ3の
0:34:34	ところで、この事象についてこれを考えますと言ったほうがいいのかと。
0:34:38	というようなところの書きぶりもちょっと整理をいただきたいなと思えますけど、そのあたり現状でと思えますか。
0:34:47	日本原燃西原でございますが、確かに
0:34:52	書いていることとしては基本的にそれぞれのところで、もともと考えたのが新知見の収集だったりそういうにより評価というもの、あとはその設計過剰みたいなものを担保条件程度、約束したものを満足するように必要な
0:35:08	除灰なんかをするという行為というものを、あとは重大事故への考慮であったり、あとは万が一のときは、生産提唱しますといったことであったり、幾つかの文明額があったのかなとは思いますがそこまで綺麗に分離が整理できてなかったんで、
0:35:25	そこを分類した上で、
0:35:28	気持ちとしては一番頭の3.30 洞道Uターン分類額のことをちゃんとこれ以降に書き書きますよということと、前のについては特段そのため一旦分離のものがないということを示しますという全体像行った上で、3.32。
0:35:46	3.2 以降ですね個別の方にそういったことも考え方に従って書き分けるということかなと思っておりますが、ちょっと整理をした上で対応したいと思います。
0:35:57	はい、規制庁コサクですよろしくお願ひします。ないものについて、本文で書かなくても添付書類で説明をこういうふうになりやすくしますっていうことはできると思っていますので、添付での書き方も含め検討いただければと思います。よろしくお願ひします。
0:36:13	私からもここまでは以上ですので、もっと開始します。
0:36:18	規制庁お尋ね率の9ページで見てみたいことがあるんですけど、例えば担保304 火山のところで、今修正案というところで幾らか熱が書かれてると思うんですけど、今求まって競合した基本設計方針だところだとか暫定架空
0:36:37	要員を通過して可能摩耗とか制定熱各要員ごとにやたらめったら保安規定に飛ばすような話が書かれてた気がするんですけどそれを全部まとめるという出資率って。
0:36:48	運用ギリシャでございます。そういう趣旨でございます。

0:36:54	規制庁田尻です。これは要は頭かなんかに見えてるこれが箇条書きみたいな形になっているところもあって、実際どう書かれるのかなっていうのがそのイメージしきれてないっていうところが正直あったりするんですけど、これは各事象の頭ぐらいのところできつった形で、
0:37:11	保安規定部分っていうのを進めて抽出した上で、それをどっかのところに列挙するような形で一番最初なのかハヤカワかね。そういった形で債務をまとまるんですかね。
0:37:21	日本原燃者でございますはい、場所的には頭のほうですねその前のページを見ていただくと。
0:37:30	3.3. 4 火山であれば経営含有ですとか重大事項に対する設計上の考慮があった次に、
0:37:38	新知見の収集とかオオハシでの対応事項が規定、そのあとが物性の話であったり防護対策の個別の話をしているということで展開しようと思ってました。
0:37:52	規制庁田尻です。一応整理されるっていうことは理解したんですけども、今日という話が多分混合それぞれ0の話をする中でやると思うんですけど例えば方につきまして今多分多数やっぱりて一定でそこは多分共通事項で読めるっていう整理されるものがあつたり、ここでちゃんと
0:38:11	ヤマモトに書きますよっていう整理がされるものが出てくるんだと思うんですけど、或いは次のヒアリングは大変になるのかな、そのタイミングでどういう考え方で消しちゃった個別でちょっと確認したいと思っているので、特に火山に関してただし引っかかっているのはまた別として、必要なところでは一定と帰ってきてるっていう実例がある中で、それをこういうふうにとまとめましたっていうところ、
0:38:31	村瀬さんっていうのは確認したいと思っているのでよろしくお願ひします。
0:38:37	容易に車両でございます。はい。
0:38:40	としたものがもうすでに出しているものもありますが今後出すもの場合ますので、ヒアリングの際には説明させていただきます。
0:38:48	規制庁コサクです。今の点で言うと、
0:38:56	基本的に保安規定にゆだねる部分っていうのは、設計としてなんでそこが必要なのかということがわかつた上でないと。
0:39:06	何でいきなり運用が書かれてるのっていうことになると思うんですね、
0:39:12	前側とは言いつつも、全体としての設計方針の最後っていうことにはされているんで一応趣旨はそう理解されてるんだと思うんですけど。
0:39:27	とは言っても、保安規定にゆだねる部分を列記している内容が、その上で書いている設計方針等対応づいていふことが必要で記載レベルとして、その上の設計を更新との関係が読めるだけの

0:39:45	レベルに達するのかどうかというのが非常に不安なんです。事細かに書いてある部分もあるので、そうするとその上の設計方針でそこまで細かく書くんですかという気がします。
0:39:59	そういうようなこともあるので、細かい部分については公団側で書いているということも実用炉ではあるんじゃないのかなと。
0:40:08	思うんですよということもあって一通り書き下して見ないと本当にこれでまとまるのかということとはわからないかなというふうに現時点ではもう言います。
0:40:24	鉄塔浸透するおつもりかとかっていうのと、
0:40:28	ファクトですみませんけど、お聞きできますか。
0:40:32	日本原燃者でございますがどういう形というのが一番いいのかによると思うんですけどもともと考えてましたのが、もともとのその外部衝撃の技術基準の規則上は必要な措置を講じることによって安全機能を損なわないようにするというのでその必要な措置の中に、
0:40:52	運用が絡む部分については、その運用と設計をセットで書くということがもともとだったんですけども、余りにもあそこを同じことを書き続けるのも、収支が伝えるにくくなるんじゃないかということもあって、設計とセットだということは認識をしながらも、
0:41:08	安全機能を損なわないための必要な防護措置としてこういうことをいうとしてあるんだということをまとめて書くという案もあるんじゃないかなということを書き下したつもりでして、ここには確かに何のためにそれをやるんだっていうことをちゃんと書かないと趣旨が伝わらない気もするので、
0:41:28	この踏まえた上で、全体としては安全機能を損なわないための措置としてこういうことやるんだということなんですけどもその具体のポツの中のそれぞれで書く書き方ですね、そういうところもそういうことを考えた上で、後ろと前とも繋がる収支のとも繋がるという形でというふうには書けるかはもう少し検討したいと思います。
0:41:49	はい、規制庁不足ですと検討進めてまたここにも見ていければと思うんですけど、一番短な対応でいうと、
0:41:58	保安規定のやつを最初の枠の最後ではなくて一番最後の場所に書けば、
0:42:07	詳細の設計方針も踏まえたものを意識で科研ということにはなるんですけど。
0:42:14	いろいろとお考えを進めていただければと思いますね。
0:42:18	とりあえず以上です。
0:42:27	規制庁中です。ちょっとすいません、私の方からまた引き続きえと工程じゃこのページとして、
0:42:36	その次は私のほうから、
0:42:39	虫確認したいのは、
0:42:42	進んで 11 ページのほうなんですけど。
0:42:46	これについては前回は特に議論があったのは

0:42:52	真ん中の辺りの重大事故設備についても、その外殻直撃に売りで防水季節に含めるという何かそこら辺の含めるというところが、
0:43:03	曖昧ですねと。
0:43:05	いうところでの今回の修正かと思います。修正版をちょっと一通り見たんですがちょっとわかりにくかったのがですね。
0:43:15	何らかのその重大事項対策設備についても、外部から収益に必要な機能を損なわない設計とするというふうに書き直してって、
0:43:26	これはこれで間違いではないっていうかろうなと思いつつ、ちょっと位置付けが曖昧になってしまっているような気がしてですね。
0:43:36	今のここで書いてるところというのは、まずはその個々に
0:43:43	位置付けとしては、外部事象防護対象施設なのかどうかというのはよくわからないんですけど。
0:43:51	外部事象防護
0:43:53	対象施設という理解でいいんでしょうか。
0:44:14	4 ページにその聞こえてます。
0:44:21	日本原燃西原でございます。ごいといいますすいません。これ外部防護対象施設は設計基準の整理としてつけた名称になりますんで、ここには含まれないという整理です。
0:44:37	うん。
0:44:39	その子これ自体はなんか
0:44:43	dBと比較というのはなんですけど
0:44:46	何かしっかりとしてはその防護措置をとるというのか。
0:44:51	或いは何か損傷してもう
0:44:54	代替措置により対応できるのかというところがよくわからないと一致するのはその下を読むとですね、ただし書きというのがあったんで。
0:45:03	正しいのか、こういうものについては
0:45:07	代替措置で機能を損なわない設計とすると書いてるんで真ん中にあるのはそれはまずはちゃんとしっかりその防護措置をとるのかなと。
0:45:18	そういうふうに理解したんですけれど。
0:45:21	なんかそういう理解でいいんでしょうかね、何かそこが非常にわかりづらくて。
0:45:27	何か単に機能を損なわない設計とするだけで十分なのかどうかという気はしているんですけれども、そこはどうでしょうか。
0:45:34	。
0:45:38	日本原燃シェアでございます。もともと書いた趣旨としては重大事故 5 の当然それで重大事故対処設備の設計上の考慮として、外部からの衝撃に対して必要な機能を損なわないよう設計するっていうのは今日からも、従前考えてたことですので、

0:45:56	基本みたいなことはこれでいきたいと思ってるんですが、どの辺がわかりづらいというところなのかっていうのを教えていただければと思う。
0:46:05	つまりそれをだから、ここで言ってるSA設備はもう完全に
0:46:12	もう防護対象施設ではないっていうでここへっていうのは一般的な話をして機能を損なわないで、
0:46:20	そんなときに、特に内的事象を起因とするものはこれは大体だけで、
0:46:26	対応するというふうに住むまあまあそうそういう理解でいいですか。
0:46:38	規制庁コサクですけど、
0:46:42	多分言葉として、
0:46:44	②認識がぶれてるっていうか、
0:46:50	混乱してるんだと思うんですけど。
0:46:53	ここで言っている防護対象施設というのは、DBでの
0:46:59	採用をする施設の枠として定義しているので、重大事故は含みませんと言っているだけで、
0:47:08	重大事故対処設備も防護対象、防護対策を講じると。
0:47:15	ということで、その講じるということはこの表現で言っているって、私は理解をして、
0:47:21	いるんですけど。
0:47:24	それは現年等ナカガワさんでそれぞれ認識どうですか。
0:47:29	規制庁といいますのは私もここはそのSAとして防護措置を講ずるというふうに理解しますが、そうそういう理解でいいかどうかという確認だけです。
0:47:46	日本原燃西原でございますか重大事故たい設備自体は、その必要な機能を損なわないために必要な措置があれば当然それをするっていう防護するというのが前提で、その結論として必要な機能を損なわない設計とするという改定でつもりですので、そこに全部含んでいるもんだと思ってました。
0:48:05	規制庁田尻です。何となくなんですけどここで機能損なわない設計とするっちゃう話っていうのは、例えば位置的分散とか、多重化して片方は生き残るとかも含めて必要な機能の損なわない1日っていう趣旨で、
0:48:21	すべてに防護対策用多重化とか、例えば5個あったらここに1回100%の防護対策を附属しますっていう意味ではないと思っていいですか。
0:48:32	onイシハラでございます。はい。おっしゃる通り従来事項については防護措置点は、いろんな方法がありますんで、悪影響防止共通要因での故障同時に故障しないとか、あとは位置的分散の話もあります。そういう医療も含んだ上でそういうことをいろんな手段を講じることによって、
0:48:51	必要な機能を損なわない設計とするということにくっつけて書いたつもりだったんですけど、国立過ぎたということですか言ってあげてタジリ中ナカガワ山との間で何かずれてるのは何かこの件については次のところでただし書きで内的

	事象の話をしていて、内的事象に関しては、一旦弾いその機能が全部死んだとしても、
0:49:11	そのべきにすぐそれを使う機会がないので、さらに復旧の場でも要は訴えて多重化して作業管理方法が差別浸出たとしても、すぐさまどこにならんから復旧とかで大丈夫ですよっていうさらに大丈夫ですよっていうような形が切り言っているっていうとこだと思うんですけど、やっぱそれぞれがどこまでのこと言ってできたっけというところが違うからいいとは仲良くありましたんです。
0:49:31	多分そこかなというのですべて高から口はできました。
0:49:38	規制庁のがちょっと私自身もちょっと混乱してるところがあって申し訳ないんですけど。
0:49:44	結局何かそのままにこの赤字つけ足したところと次のただし書きの関係というのがちょっとよくわからなかったところがあって最初で全体のこと言ってるのかそれとも最初に防護措置を行ってです。
0:49:57	何かっていうと、赤いところは全体のこと機能で損なわないっていうまとめてるってことなんですけど、すみませんちょっと私五霞試算もしないですよ。
0:50:09	規制庁コサクですけど、8 ページを見てもらうとですね。
0:50:15	どの事象についても、先ほど保安規定でのお話のように、最初の丸で全体をその上でここについての設計方針を下のほうの丸で語るということになって、
0:50:33	今お話のあったページ、10、
0:50:37	1 ページ以降のやつっていうのは、
0:50:40	この前段の丸のところのことを書いてあって、今タジリの方から言ったような具体的に位置的分散でとかっていうような話は下のほうの丸で書くつもりなのではないかなと想像してはいますね。
0:50:58	そのときにどこまでが上でどこから下でっていうのが適切なのかということがわかりにくかったと思いますんで、それが特に細かな内的事象要因とする云々というのがドーンとここに入ってきてる。
0:51:16	こんな落ちてるんじゃないのかなっていうのがいや今話を聞いて思うところ。
0:51:22	なんですけどそのあたりどう看板になってますか。
0:51:28	日本ユニシス様でございますはい、先ほど御指摘される 8 ページによって全体の項目の中で、全体として共通的に各事象それぞれに頭ですけれども、言うべき範囲はどこなのかということを考えたときに、
0:51:45	防護設計として考慮する対象部長は何なのかというのを、安全機能を有する施設に対しても重大事故大切みに対しても言うのと、確かにあるただし書きで読まれて形成の話は非常に細かい話ではあるんですけどこれも、
0:52:00	規制防護設計個別な話をちょっと気に全部変わるのかということとあまり変化がなくて全体共通の話だろうということで、今頭が出なくて規制の話を書いてま

	すんで、先ほどナカガワさんからご指摘いただいて重大事故対象設備に対する個々の設計は、
0:52:18	共通で言うのはやはり機能を損なわないということが共通的な考え方でそのために講じる措置ってというのは、それぞれの影響因子によって変わるし、それぞれで書くべきだろうということで次の防護措置の設計側でルール化切るということで整理をしておりました。
0:52:43	規制庁コサクですけど、
0:52:46	ここで変わるのでと言われたんですけど、一方で、
0:52:51	8 ページ見るとですね。
0:52:53	今の火山で言えば、一つ目のひし形は、安全機能を有する設計方針。
0:53:02	ちょっと言葉じりまいちよくわかりませんが。
0:53:06	その下に防護対象施設の設定及び設計方針。
0:53:14	施設の設定だけではなくて設計方針も書くことになってます。
0:53:20	それはSAのほうも設計を法人として会員になって今妥当設計方針として余りにも漠とし過ぎじゃないかっていう感じが。
0:53:30	それでうんだと思い、
0:53:33	ます。
0:53:37	そこが本当に位置的分散云々っていう概念が下のほうに丸々というものでいいのか。
0:53:46	どうなのかっていうのがDとの並びとして、
0:53:50	記載しているかどうかによるんだと思うんですけど、現調でそのSAの許可での体系をどう作っていったってそれを持ってきますというのが出てきてないので、
0:54:03	側溝を見ながら、
0:54:05	議論をする必要があるんじゃないのかなと思います。以上です。
0:54:17	有意義にイシハラございます。はい。もう指摘の点踏まえてちょっとSmをAというふうに正側から今回商品持ってくるかという考え方も含めた上で整理をさせていただいたほうがいいので、そこも含めて考え方をもう一度
0:54:34	整理をしたいと思います。
0:54:38	規制庁コサクです。正常分、S-3 の許可での対応状況か、DPの別姓 00 で書いてなくてっていうので、書いてないとわかりませんっていうの前のヒアリングでもお話あったと思うんですけど。
0:54:55	現状の資料の整理提出状況というのはどうなってるんでしょうか。
0:55:01	右イシハラでございます。十分かどうかというところはあると思いますがMOXで昨日出させていただいたものについては、許可の本文と添付書類側のところにですね、
0:55:14	結局重大事故側の記載というのを並べて書いているパターンで出させていだいてございます。

0:55:24	規制庁コサクです。わかりました。そうすると資料のヒアリングのときに、今みたいな話もできるってところですかね。
0:55:33	はい、日本原燃者でございますはいそれまでにちょっとこちらの整理もちゃんとしてあわせて御説明できるようにしたいと思います。
0:55:42	はい、規制庁コサクですわかりましたよろしく申し上げます。
0:55:50	それと、オオオカです。その部分で関連したのですが一番最後の行または機能も確保できない場合には、関連する工程を停止することってところが
0:56:01	ペースへ部分だけにかかっているんですけど、これ。
0:56:07	二つ目の段落のまた条件に含まれない安全機能を有する施設、これにも関わりますよね。
0:56:23	いよぎんニチハでございます。4入ると思っていますけど許可の記載でこの書き分けをしたところがあるのでそこも含めていたと考えたいと思います。内問わない言えないので全体として何か取り止めますっていうのが、
0:56:39	ただこれも、
0:56:40	再処理とMOX若干違うって違う気もするので、その記載をちょっと見解を考えたいと思います。
0:56:48	規制庁カネさん結構許可制の観点で見ていくとこの
0:56:52	ずれてるところが、
0:56:54	そこはあるので、
0:56:58	条文ごとに何か違う感じがあったので、ちょっとそこをちゃんと整理していただいて、今のところ、SM段落の中に全部含まれてしまっているの訂正だけに読めるような感じになっているのでそこを整理のほどよろしく申し上げます。
0:57:16	規制庁コサクです。ちょっと
0:57:21	思うんですけど、多分、
0:57:24	イシハラさんがちょっと違うかもしれないと言っている意味合いはDBの世界は基本的に機能を維持すると、そのために設置施設を設計すると。
0:57:35	ということなんですけど。
0:57:37	SAでこの話が出てきてるのは、そもそも運転状態になり、機能要求される状態っていうのを前提にしてるっていうよりは施設の状況に応じて適切な
0:57:53	対応がとれるようにするということなのであって施設がその状況にないのであれば、
0:57:59	その対応が必要になくなるでしょうという。
0:58:03	入口論からも整理をしてこの工程停止があつて、工程停止にしておくのであればその事象に対して、その外部事象に対しては、重大事故の対策をする必要ありませんねと。
0:58:16	ということで、入口を整理をしている部分なので、その価値っていうのがDとはちょっと違うんだらうと思ってます。実態論で言うと、DBの機能が喪失がされたら、工程を停止をして安全確保を図りますっていうのは、

0:58:34	当然保安規定のLCOの設定の中でやられていることではあるんですけど。
0:58:40	それから、
0:58:43	設工認の基本設計方針で書くことなのかどうかというのはよく整理をする必要があるかなというふうに思います。
0:58:51	掛かんそんな理解でよろしいですか。
0:58:54	規制庁化する。今ちょっと私も考えられなかったとあります。はい、理解しました。ありがとうございます。
0:59:14	規制庁中ですけど、ちょっと関連で、またちょっとページが少し
0:59:21	進むんですけど。
0:59:23	13 ページ目のところなんですけど、これもつけ足したSAの重大事故設備について僕の真ん中であって、ここの書き方の中身の話なんですけど。
0:59:38	ちょっと私もSAあんまり詳細理解しているわけではないんですけどその屋内の血清設備はというと屋外の
0:59:48	SA設備だというような書き分けをされていてですね。
0:59:52	これ今外部火災を見てるんですけど、ほかの竜巻とかを見るとそういう書き方もしてなくてですね、こちら辺の平仄というのは何か。
1:00:02	どういう考えでこういう
1:00:05	書き分けみたいにしてているのかどうか、そこちょっと教えていただきたいんですけど。
1:00:14	いよぎんの石原でございます。はい。正直臨時
1:00:18	円でありませぬので合わせないといけないという認識はありますので、これ外部火災とか、ここで書いている人がいるのは、先ほどはどこにどう全体の方針を集めるかということにもよると思うんですけども。
1:00:32	ここの設計の際に、外に出ているものを建物に入っているもの、それぞれ設計の対応方針を書き分けている人がいる場合は、特にSAから持ってきた場合、SAでこういう書き分けをしているものは具体で頭で展開してしまっているところではあるんですけども。
1:00:50	継続コサクさんからまた全体の構成考えたときに頭のところでどこまで言いますか、どこが設計方針で使ってどこでどういうことを受けますかっていうところをちゃんと整理をしないとこれバラバラのままです。ちょっとそこをちゃんと整理をして共通的な考えで展開をしたいと思います。
1:01:08	なお、非常に助かりましてはちょっとここは
1:01:11	また精査するということで了解しました。はい。
1:01:21	規制庁中です。それであとはちょっと私の気が付くままにちょっと恐縮なんですけど、ページを進んで 18 ページ、cですね。
1:01:38	こちらケツトまた違う論点で以前の経営方針の記載として、結構個別にですね、機器を書いているものについて、

1:01:51	どこまで書くのかというところで修正案を提示していただいたところかと思いません。
1:02:01	相対総論的には何か等を入れて何か主なものだけを書くというような
1:02:09	何かと思いますんで、ちょっとこれ私の感想なんですけど、何かこれでもまだ書き過ぎ腹案と。
1:02:16	気もしていですね。
1:02:18	なんか空港の設備を書く意味があるのかっていうところで、
1:02:24	例えばですねその系統の説明とかで系統構成する機器を公務なものを書くっていうのはまあまあそれはそれでいいのかなと思うんですね、
1:02:34	外部仕様っていうのは何を防護するのかっていう場合の防護対象として、どこまで書くかということだと思うんですけど。
1:02:43	なんかそれを書くことで何か述語的に何か守るべき措置が変わるのかというのがわからないような気もしていですね。
1:02:52	何か一側変わってもいいのかなっていうのは極端な考えではあります。
1:02:57	なにをその対象とするかどうかって結局その使用料の中で、
1:03:03	対象額を変更があれば変更認可出してみたいな感じなんで、基本設計方針で、ここが何か一つ追加になったりするたんびにですね、何か認可が手話でと。
1:03:15	そういうものでもないでしょうし、じゃあそれ全部等で読みますと回答じゃ等々恐れ入りの書き分けなんだとかいうのもなんか
1:03:25	あんまり議論してもしょうがないのかなという気はしたんですけどいかがでしょうか。
1:03:33	日本原燃 2 社でございますが
1:03:37	我々としては、もともとはこの基本設計方針を作り、そのあと分割申請ということも考えた上での別紙シリーズを順番に作っていただき、その設備の抽出なり何なりの網羅性であったりとか、設計として考慮する設備として抜けがないよねと。
1:03:56	いうことを認識するためにどういうやり方があるかなということいろいろ展開をしてきたつもりでございます。その中で一つとしては基本設計方針。
1:04:11	守ってくれてることっていうのを見ようとした時にですね、どこまでを基本設計方針に変えていけばその抜け漏れっていうのがないような感じで見えるのかということも含めて、可能な限り一期の名前は書こうということでスタートしましたんで。
1:04:29	結構な機器名称が書いてあると思ってますっておっしゃる通り設計を担保事項としてそれがなきゃ駄目なのと言われるとご退席空気の流路となる防護対象施設は、

1:04:43	塗装を腐食しがたい金属のCoまたは防食処理云々ということで、設計と書いても十分設計としてはそういうことねとか、検討は説話展開しますって話が通じると思ってます。
1:04:57	それで後は分割申請での設備の抜け漏れ抽出後は以前もこういう書き方と何が対象かいまいちわからないよねということで設備を変えたという厳しい位置での時も、別紙2か明瞭でもあったので、そういうのも踏まえた上で、1系統の機器名称というか機器対象になるものがわかるように特定できる。
1:05:17	実際はしたいなと思って展開したところでございます。
1:05:23	規制庁の春日なんか作成しようとする意図は何となくわかりましたと。
1:05:30	例えばその設備の抽出のためということで、いうことは理解はしつつすねじゃあ等とかいった場合にすね、じゃあ今日は何かとかいうのが、
1:05:41	抽出がわかるのかって言う疑問等をこれ今DBわけですけどじゃあSAは是正全部書くのかって多分そういうわけでもないでしょうし、
1:05:51	またその冷却塔とか周辺物等とかがすねここに書かないと抽出できないかここは
1:05:57	ちょっとほか他の火災とかも含めてすねなんか
1:06:01	防護設備そのものの落下防護対象設備は低めのかってことで今防護対処設備を含めてこう整理しているところであるんですけど。
1:06:09	そこは、復興本部、それによって系抽出できないとかそういう話になるのかなっていう気は。
1:06:18	例えば冷却塔であれば冷却はどっかの条文で時できていてそれに関連する関連条文を
1:06:24	回せて以降、確認をしていくのはそれはそれで自然として見れるんじゃないかなっていう気はしていますが、以上です。
1:06:44	基準の中すみませんちょっとあの結局そういうことを踏まえ設計あれですかね原燃さんの方としては、これはこのままでとりあえず。
1:06:55	進めていきますということなんですかね。
1:06:58	ちょっと私の考えてるんですが、あと他昔の意見もあれば、
1:07:03	お願いしたいと思います。
1:07:07	規制庁コサクですけど、私もこんな書かなくてもって、
1:07:12	ここなんですけど、趣旨はやっぱり何か書く理由なんですよね。
1:07:22	直近1/18ページの竜巻のところでは、
1:07:30	ここで構造強度評価を実施するいうときに、その構造強度評価が設備機器の種別によってかなり違うと。
1:07:43	いうことであれば、
1:07:45	このものについてはこういう評価をこのものについてはこういう評価をということを表したて、
1:07:52	示すということなのかなと。

1:07:55	思うんですけど、何それ。それだけの違いがあるのかどうかというようなことであったりってことを考えたくなるんですよ。
1:08:08	一方で
1:08:14	この
1:08:17	これはグラフに関連する設備は何かと言うの対応関係を明確にしたいと。
1:08:24	いうことであれば、
1:08:27	結局等々にしたところ、その趣旨が達成するのかがどうかっていうのもまた悩ましい。
1:08:35	一方で、RFSの設工認の申請でどうなってるのかというと、
1:08:45	耐震重要度分類の表っていうのが、
1:08:52	基本設計方針にぶら下がっているのと同じよう、同じようにちょっとちょっとあれですけど、類似で個別の
1:09:00	個別施設の設計方針のところ表を作る。
1:09:05	形になっててそこでどの
1:09:08	分光対応とるかだったり、機能を確保するかと。
1:09:13	ということが表として現れているんです。
1:09:17	ある意味設備リストに載ってるんですけど、そういったことで明確にするという方法もあるのではないかと。
1:09:26	いう気もするので、
1:09:29	やはり
1:09:30	上訴するというものの趣旨をはっきりしていただいて、それでそれに応じた対応をとっていただく。
1:09:37	とかと思いますので、ちょっと
1:09:40	逆輸入的なところではありますけどあれするの記載についても見ていただいてですね。原燃としてどう考えるのかっていうのを跨ぐかせいただければと思いますね。
1:09:53	ちょっと戻りますと今耐震重要度分類の話、
1:09:57	あれですが、耐震機能のヒアリングですとかね、耐震の人たちから、耐震重要度分類を書かないというようなことを言われてですね、
1:10:08	実用炉も含めて、1 から考え直してくださいっていうのをコメントしたんですけど。
1:10:14	RFSはもともとそういうことを原燃が書く形で設定をして、
1:10:22	いったものを参考にして申請をされてそれを踏まえて、もうすでに認可をされて第2回になっているので、そういった経緯も少し認識をしてですね、
1:10:37	今回
1:10:38	全般で話をしているつもりなので、耐震のほうも含めて整理をしていただければと思いますし、耐震の話で言えば、先ほど議論していった重大事項についての記載の方針というのも同じように論点になってます。

1:10:53	あわせてよろしくお願いします。
1:10:57	日本ギリシャでございますはい、全体通して整理をしないといけない立場だと思っておりますので、大衆含めて、耐震重度分類すいません私わからないといけないはずだったと思うんで、そこも含めて調整はしたいと思っております。
1:11:15	PTの記載についてははい、ちゃんと目的を定めてどこまで何を書くかということ整理をしたいと思います。配当を使うことも目的もですね、縦等のかということをちゃんとわかるように、
1:11:31	整理をしたいと思います。
1:11:35	うん的には
1:11:38	私もできれば書かないでも文章が通じてあれば書かないほうでいきたいと思いつつも、我々の中でのやはり分割申請でのその設計の方針というのがちゃんと抜けなくできるよねという確認ということも含めた上で、
1:11:54	どうやって手当をしようかなということも含めて考えたいつもりですけどもその考え方も含めて正しいのかどうかというのをいま一度整理をしていきたいと思っております。以上です。
1:12:08	規制庁不足です。すいません。今の関係でいうと、この記載ぶりというのとは別に、先ほどのRSのRFSのものをみて考えて欲しいといった表はつくって欲しいんですね、それも入れる入れないは別にして、
1:12:25	整理をしておくで後続の設工認でこの設備だからこれとこれとこれの説明が必要だよねというようなことで、潰し込みが非常に簡単になると思いますんで、それは
1:12:40	チェックの観点からも来ていただけたらと思います。以上です。
1:12:44	はい。りゅうぎん西原でございます。その整理もあわせてさせていただきます。
1:12:52	規制庁中です。ちょっと目的に沿ってその書くべきところ、また整理していただくということで、
1:13:01	それはそれでちょっと先ほどのコメントも重なるところありますけど全く書くとか全くわからないとか全部書くとかっていうところも中間としては、やはりその方針として、どこまであるかわかんないですけど
1:13:17	累計的なスタブ整理みたいな一般論抵抗かけるところは書けるのかなとは思いつつ、そこまでの累計するようなものかどうかってのはわかるんですけど、書き方の話でなければそういう中間的な書き方で全体の方針をちゃんと網羅的に書くというやり方もあるかなとは思っています。これ感想です。
1:13:37	それって、
1:13:39	あと続きなんですけれど、
1:13:46	20 ページ目なんですけれど。
1:13:56	20 ページ目のですね、下から二つ目の竜巻防護のところ、
1:14:05	赤字で構造健全性を
1:14:08	もう一応、

1:14:11	もう維持する。
1:14:13	評価を実施し、構造健全性を維持するっていうのはこれは何か。
1:14:19	修正の方針に合った書き方なんでしょうか。
1:14:30	日本原燃者でございますが、今言われているのは、もともと頭 1※2※4※は評価書全部策削除した上で維持する設計の方針だけお会計の友好的評価制度残ってるでしょっていうことでそれをトピックと自体は何ですか。はいないというふうなことも単一故障を
1:14:49	そういう意味ではちょっと統一置いてませんでしたのでここはちょっともう 1 個もう一度再考したいと思います。
1:14:57	規制庁の中野です了解しました。
1:15:06	あと最後ですけど、22 ページ目ですけど。
1:15:15	下から二つ目ですねその漂流船舶の影響については海岸が敷地から約武器もねっていう考えているためというのがあってですね。
1:15:25	ちょっとこの記載もどうかとっていてですね。
1:15:29	もう一つは
1:15:31	結局影響といった場合に、要因として何を
1:15:35	評価の要因として何かっていうところを踏まえてそれを多分網羅的に書く必要があるのかなとっていてですね。
1:15:44	その距離だけ離れていればそれはそれでいいのかっていうと、それはそういう多分要因だけではなくて、
1:15:50	実際の
1:15:52	発生原因の中利用時間とか卒いような要因があるはずだと思うんですけど。
1:15:58	ちょっとこの記載だけでは不十分だと思うんですけど、でしょうか。
1:16:10	I日本イニシャルでございます。ご指摘の点は理解した上で、ちょっと許可の記載を横に並べてないのですが出身はそこから持ってきたつもりなんです、別途整理資料も含めてもうちょっと趣旨をリック含めた記載できるかどうか検討したいと思います。
1:16:29	規制庁中です。了解しました。
1:16:32	規制庁お伺いするんそこ関連してなんです、
1:16:36	許可の添付のほうで 5kmとは書いてはいるものの、車両等、やっぱりここ同じ考えて、貯蔵量と施設までの距離っていう観点で定量的に、
1:16:51	基本設計方針で述べると何か。
1:16:53	じゃん黄色が大丈夫だとかそういう議論にもなりますので、あと車両のをちょっと参考にして、これ補足説明資料でも火力高くは同じように整理するという方針をとってますので、そこは
1:17:10	あんまり

1:17:12	細かい情報入れずに、しっかりと網羅した書き方をするということをお願いします。
1:17:21	日本原燃者でございますはい対応させていただきます。
1:17:25	規制庁コサクです。
1:17:28	やはりちょっと外部火災の記載が、今回の整理の趣旨を理解してないような気がしてですね。
1:17:37	基本設計方針っていうのは、
1:17:40	評価の対象とするしないっていうところを語る場所ではなくて、
1:17:48	設計としてどういうことを考慮するということなのかっていう
1:17:55	ことなんですよ。その時に
1:17:59	別に代表どうしたものだけを書くというわけではないので、
1:18:04	包絡されるということでの主旨だったら、評価対象としつつ、添付書類の中で、その中で代表できるものを条件設定をして評価をすればいいと。
1:18:16	いう発想でいてくださいっていうのは、前回のヒアリングお伝えしたと思うんですけど。
1:18:22	それが全くこの記載では対応しているように見えない。
1:18:26	いうところですので、
1:18:29	そういった点では、その他の方は、
1:18:36	設計方針として、
1:18:39	類似の対応するものについてはそちらでまとめて方針を求めますという意味合いで取り扱うと書かれているので、これは理解できるんですけど。
1:18:52	外部火災の一つ目のものは評価は示すと言われていて、
1:18:59	オオオ力を示すことが設計方針なのか。
1:19:02	というのが全くこれもわからないというので、ここの表現ぶりだけでなく全体思想としてちょっと理解ができ、
1:19:12	以上
1:19:16	いよぎんの西原でございます。はい。すいません。同じに見える書いたんですけど、あってなかったんですね、説明したかったことは単純にコサクさんおっしゃる通り設計をしてちゃんと示すということがここにされないといけないと
1:19:34	単にこっちでこっちに含まれるから、私は何もしませんようではなくて私の設計はこうですっていうことをちゃんと言わないといけないと思ってますので、そこを含めた上で、CAMP展開をしたいと思います。
1:19:51	規制庁区画ですよろしくお願ひしますね。そうすると、
1:19:55	ツガネ、
1:19:58	そもそものこの
1:20:00	外部火災のところと言うと、随分と分担して、それぞれの事象についてを一生懸命ようとしてるからこう混乱するのであって、
1:20:11	全体像を見た上で、

1:20:14	関連するものをまとめて表現すれば自分で済むとかっていうこともあると思う。
1:20:20	ですよ。
1:20:22	許可の場合は外部事象それぞれについてっていうのをちゃんと
1:20:26	したんだ。
1:20:27	どうぞ。
1:20:30	少し許可の添付書類なんかに記載の制度っていうのを、
1:20:36	とらわれ過ぎてるのかなっていう気もするので、
1:20:41	またそれぞれで所聞ければと思うんですけど。
1:20:45	まずはその構成として
1:20:48	予備を買って持っていくときには、どういう趣旨のものとして持ってくるのかというようなこととかの考えで整理をしてですね、その上で変えていく中で、外部火災についてどういう全体構成するのかっていうのをもう少し考えてもらえるか。
1:21:07	I値上げで者でございます。はい。ちょっと全体の考え方っていうのをまずスキーム図つくった上でこの記載に見解をしたいと思います。事そうですね、おっしゃる通り、ここで書いているもので許可で書いているものはこの記載に対応をとられてるところはあるので、そこから
1:21:24	総合的に説明できるものとかもあると思いますのでそこも含めて記載の仕方を検討したいと思います。
1:21:39	規制庁中です。
1:21:42	この資料について他何か規制庁側なり原燃側から何かありますでしょうか。
1:21:50	規制庁オオオカです。1点だけなんですけど、25 ページ目の落雷のサプライ設計の間接代議に対する解析系ここも前回細かいっていう指摘のコメントを出してで結構
1:22:08	まとまっては来てるんですけども、また、
1:22:11	ちょっと細かいかなっていう遜色があって結構同じことを何度も書いている。
1:22:17	うんで、もうちょっと
1:22:20	許可の添付一とかでは何か、それぞれ商売を振ってあってそこで書かれてるようなことがまだ別々に書かれてるんですけど、先ほどの
1:22:30	議論出ました通り、まとめられるところは、まとめたほうがいいと思いますので、
1:22:36	説明。
1:22:38	何かもうちょっと細かいかなっていうところもありますので、また検討いただければと思います。よろしくお願いします。
1:22:46	はい、日本原燃西原でございます。すいません、可能な限りということでありましたんですがまだちょっと中途半端なところもありますんで整理を進めたいと思います。
1:23:01	規制庁コサクです。最初のほうの構成の横並びっていうことにも関連する
1:23:08	等は今の落雷を見るとですね、

1:23:13	間接来ちょっと上の直前決起の上に(4)で重畳の話があったりするんですけど。
1:23:23	これって、ここでいうことですかとか、
1:23:28	というのか並んでるのかどうかがよくわからない。
1:23:33	今回方がもしあれば教えていただきます。
1:23:36	いよぎん西原でございます。はい。ちょっとすいませんこれライブ許可に引きずられて書いてしまったところがあります。許可の本文高添付でどっちな忘れましたがこの研修の自然現象の重畳の話があって、落雷関係で書いてあるたり荷重の組み合わせであったりという話が
1:23:56	なので、ここに展開をしましたが場所の含めてここが本当にいいのかわかってすみません許可の順番に従ってちょっとスライドさせていくところがありますんでそこをちょっともう一度整理をしたいと思います。
1:24:12	規制庁不足です。落雷だ各事象でカッコと全体で確保とってという整理の中で話があったかと。
1:24:21	で、改めて最初のほうの1ポツで整理をしたところになる。
1:24:28	整理をして説明いただければ。
1:24:32	IPOギリシャでございます。はい。そうですね。3.3の頭で整理すること、あと個別でやることでの整理の中にこれもちゃんと入れた上で、ちょっと全体整理したいと思います。
1:24:52	既設のナカハマです。全体としてはですかね、今日いろいろちょっと指摘をしたんですがそこら辺をまた何かそれに対する対応というのが今日みたいな感じの資料としては全文で少し対応をこういうふうにしますと一般的な
1:25:10	記述があってそれを踏まえた具体例というのがもう少し充実されるということかそうそういうことでまた議論するという。
1:25:18	進め方でしょうか。
1:25:21	はい、ギリシャでございます。こういう形でまとめて、かつちょっと今日のバージョンですと、細かいところの展開とか横並びがうまく見えないところありますので、そういうのをまとめて御説明したほうが多分全体整理学としてはいいかなと思ってまして今回方針を作らせていただきました。
1:25:40	ゴムこれ修正しながら、良いものにしてておこう労使も含めて全体がわかるような形で整理をさせていただきたいと思ってますのでこれの改訂版を作って、他の条文が出てきたものを共通でやるべきものはこういうふうに入れてですね。
1:25:56	資料として計上させていただきたいと思います。
1:26:04	はい、規制庁中ですか何かございますでしょうか。
1:26:11	じゃあ、特段なければじゃ、この資料はまた次回ということで、次に溢水のほうに入りたいと思いますが、原燃さんよろしいでしょうか。
1:26:24	ですので、続けさせてください。

1:26:30	規制庁の中にそれで提示いただいたものっていうのはちょっと最終的にあまりよくないのかなと思っていてですね
1:26:39	なんか別資料のほうで共通的に整理をしますと、というようなところで今、
1:26:46	前半で議論したんですけど。
1:26:49	今日提示いただいたようなものも、これは含めて反映されたものっていうことでよろしいんでしょうか。
1:26:57	日本エヌイシハラでございます。そういう意味でいきますと、反映し切れてない状態ですね、になってます。例えば重大事項の記載の件はこれはもともと溢水の場合は重大事故対処設備側の許可の本文添付が
1:27:13	別紙 1 にもともと入っていたのもあったりしますので、ただ後はガイドが移動は削除したバージョンを出ささせていただいているのであるある程度の範囲では入ってます安全対話全部網羅できてるかっていうのはちょっと若干、
1:27:28	空調枕残ります家電連携ないというわけではないと思ってます。
1:27:32	貴重なんです。はい、了解しまして、何か私も見て何とか反映されてるとは配置するような感じもするし、
1:27:40	してないようなとかしてないような感じがしてちょっとよくわかりません。そこはそう。
1:27:45	程度となりますしそういうふうな感じで見ればいいということですね。わかりました。
1:27:51	昔建築
1:27:53	じゃあこちらから随時指摘をしていきたいと思えます。はい。
1:27:59	規制庁化ですと前回のヒアリングで、こちら辺もまた整理したら教えてくださいっていうようなところに関連してまずは伺いたいと思えます。当初 26 ページ目の
1:28:14	再処理の
1:28:15	当初 26 ページ目の
1:28:17	隔離の話なかったと思うんですけど、ここ今回結局書いて出すというふうに整理されたっていうことで、ここまだ実用炉のほうの整理とかはどうなってますかっていうのとなっていましたかっていう
1:28:33	ところ、ちょっとその辺調べたところを教えてくださいませんか。
1:28:39	はい。日本原燃の篠崎でございますのでこの記載につきましては今御指摘あったように、前回お出ししたバージョンではですね蒸気遮断弁の閉止時間については記載しておりませんでしたけれども、全体の考え方にして、したがって、
1:28:54	蒸気影響評価におけるこれ前提条件という数値でございますので、数値を記載することにさせていただきました。
1:29:03	はい、規制庁カリスマ実用のポートもそこにその辺の考え方汚染をしたというところかと思えますので、ただ実用炉とちょっと

1:29:14	定義のところが違うと実用炉も隔離信号発信で、最初のほうで蒸気漏えい検出もってなっています。この辺は
1:29:25	どういう背景というかそういう観点で整理になったんでしょうか。
1:29:31	ふうん。
1:29:55	少々お待ちください。
1:30:47	規制庁かですね、今日もあんまり時間ありませんので、ちょっとまた整理状況。
1:30:53	教えていただければと思いますのでよろしいでしょうか。
1:30:57	NUCIAでございますはいすいません。ちょっと新聞の新炉漏えい検知してから閉まるという信号が出て実際に弁が閉まるまでの時間なのか、アボが閉まり初めて締まり切るまでの時間なのかそういったものも含めて、言葉の定義があったはずです。
1:31:17	で、そこを含めて整理をして別途回答させていただきます。はい、社長からです。よろしく願います。あともう1点ちょっと大きかったところで30ページ目の
1:31:32	排水ポンプの影響の話、地下水の蓄積に関する話なんですが、下の施行に共済契約しましたのまたからのところ、これも今回再処理施設全体を見渡して、
1:31:49	今回のように整理されたということでしたのはちょっとまたその整理の経緯みたいなものを調べていただけますでしょうか。
1:31:58	日本原燃の篠崎でございます。こちらですねこの前指摘いただいた通り建物耐震側で議論が進められておりました、そちらでやられてます建物構築物の耐震評価に用いる設計用地下水ちらの議論を踏まえまして、
1:32:15	づらい整合した形で考慮すべき地下水対策の範囲ってのを明確にさせていただいたものでございます。
1:32:28	規制庁化ですんで結局ポンプにはお伝え円筒耐震上期待するとかそういう整理に持っこういう事態になったんでしょうか。
1:32:39	具体的に言いますと、設計用地下水水位の設定方針として我々御説明させていただいておりますのは、対象施設が地下水排水設備に囲まれている場合はですね。
1:32:53	それによる地下水水位低下を考慮して設計を地下水の基礎スラブ上端以下に設定すると込まれていない場合は、安全側にならないよう設計を地下水水位を地表面に設定するといった方針でございます。
1:33:07	一方ですねその中で、建家についてはそのどちらを採用するかといった整理をさせていただいておりますけれども洞道につきましては設計用地下水水位が地表面というふうには設定してございますので、
1:33:23	地下水排水設備に囲まれている建屋につきましても、その地表5000 堂々との
1:33:31	接続面につきましては、地表面の推移を想定した完成薄い措置を行うと。

1:33:43	当然地下水解析に囲まれていないところの境界面につきましても地表面横転低とした止水措置を行うといった考え方を明確にしたものでございます。
1:33:57	規制庁フェンスをおっしゃったことばかり言いましたので、この辺ってまた補足説明等、
1:34:06	今あるんでしょうか。
1:34:16	6、
1:34:19	その辺関西電力の瀬川ですが、ここはもう基本設計方針陸間読みかえておりますので、この通り、設定値のほうにはなっていたら、今建築さんのほうで、
1:34:35	内サンプご説明させていただいておりますので、それ以外に取り込んでいないの
1:34:42	コサクことで考えています。
1:34:46	以上です。
1:34:50	規制庁、川ですが、ちょっとこの30ページの地下水のところなんですけれど。
1:34:58	ちょっと私塵芥処理であってちょっとあんまり、
1:35:01	全くその点のコメントなのかもしれないんですが、普通に考えるとですねその
1:35:07	まずその許可でどういうその溢水として議論があったかというところで、
1:35:12	天端本文なり添付になんかいろいろ書いていてですね。そう。それであれば、
1:35:18	普通はその何か流入を防止するところまでの議論になっていて、
1:35:24	じゃあそれを踏まえて今日設計も初動核のかっていう話かというところが最低限、
1:35:30	普通だったのかなと思ってますんで。
1:35:34	それに加えて今回その耐震の議論でということできなりこう記載を変えているんですけど。
1:35:42	何かそこがですねこの表だけ見るとよくわからなくてですね。
1:35:46	何となくなんで急にこんな話が膨らんだのかとかですねその
1:35:51	発電炉のほうもこれ書いてはいるんですけど、多分、これも多分等にか何かぐらいでこういうのを記載していますけど、必ずしも
1:36:00	全プラントというのが、こういう記載の仕方をしてないんじゃないかと。
1:36:05	いうふうに思っていますね。
1:36:07	そこは今回のその原燃についてはどういう事情があってそれで基本設計方針として、
1:36:18	そもそもどの条文で整理するのかってのはあるんですけど、
1:36:22	仮にこの溢水の条文で書くということであればですね、どこまでを基本設計方針に書くかというのが今のこの表だと全くわからないというところがあってですねそこをちゃんと整理して説明していただきたいんですが、

1:36:46	関西電力の笹川です。今おっしゃる通りですねともだろうが事業許可の添 6 のほうには溢水として動水ますで地下水の流入を防止しますということで記載しております。
1:36:59	ね、それを踏まえると、今回の基本設計欲しいAIにどこまで溢水で困んだというところで考えますと、事業許可で御説明した内容かということもあつたんですが、今回ちょっとここは地下水についてはいろいろ建築さんのお話をされてるかっていうと、
1:37:17	回ったので、ちょっとここは記載を充実してるというところでは会を実施したというところではございますので、スペックや規制庁コサクですとか 3 押し出すづくりですがございます。ちょっとですね、支点がずれていって、笹田さんに言っていたかなきゃいけないなと思う。
1:37:37	ところと原燃として言ってもらわなきゃいけないなっていうところがまじってるような気がするんですけど。
1:37:43	まず炉の状態として、中沢が言ったように、今、日笑入れ替えてる内容っていうのは頭にだと思ふんですけど、当人以外って言って、この辺り、どうなってますか。
1:38:07	関西電力の笹川ですが、この表の 30 ページの一番左ですね。それで右ですね、発電の設工認というところがこれ等にのところでまた地下水に対して等云々って書いてる学校通りでございます。
1:38:23	ですから、時水が入ってこないように排水ポンプの通り手当というのが書いてます。
1:38:30	それで規制庁コサクです。それは例えば貞さんのところで言えば、ナカハマなんかをここはどういうふうに書いている。
1:38:40	ちょっと今手元伝播ないんですけど、確かこれに近い言葉だったと思うんですが、ちょっとそこは確認します。お手元がないんで。
1:38:48	すみません、ありがとうございます。それですね、統合 2 については、
1:38:56	耐震化はどう地下水排水施設を
1:39:01	設備を扱ったかちょっと私もちゃんと記憶してはいないんですけど、議論が確かされたんじゃないかな。
1:39:08	思うんですが、それでも、
1:39:12	ここポンプの故障等によりと、いうてええ。
1:39:18	一方では潜水
1:39:21	しないような対策を講じるという方向になってるわけですよ。
1:39:27	にもかかわらず、
1:39:29	原燃はポンプがあるんだから、そこは考えませんというところでは補正が
1:39:36	ロットも違ってるような気がするんですけど、そこは、
1:39:40	何か議論されました。
1:39:56	規制庁コサクです。これはどちらから回答があつて、

1:40:05	すいません関西電力の深川ですが、ちょっと今お転部手元にないんであれなんですけど、もともとPの関連の場合はですね、海水ポンプに対して交渉というか、安全電源もA案できてますし、耐震計算もちょうどちゃんと問題ないということで、
1:40:23	感ずる部分、時分配故障というものをサポートを考えてなかった社員をしてないと内郭防護で出して間隔出してると思ってます。
1:40:33	一方を事業許可のほうは、
1:40:38	原燃さんのいろいろな建物とか水道とかいうところのものがありますので、そこに対して地下水に対してどういうふうに考えてるかというのを添付ブロック事業化が南海の添付6で、
1:40:53	さしていただいて、貸していただいてたんで。
1:40:57	それを取って比較なりませんので経企さんで検討されてる内容をちょっと細かく書いたというのが実情でございます。
1:41:04	規制庁コサクです。ここからは原燃に
1:41:08	痛いんですけど。
1:41:11	／以深のほうでは、あくまで耐震設計での地盤の扱いの中で、
1:41:20	地下水排水設備を位置づけるのであって、
1:41:24	溢水防護っていうのを設備としての機能ではありませんっていうふうに聞いたような気がしててですね。
1:41:33	こちらで扱うんだとしたら、許可での設計方針の変更でもあるんじゃないかっていうぐらいのお話のような気がするんですけど。
1:41:42	そこって何かお考えになってますか。
1:41:48	日本原燃の篠崎でございます。
1:41:52	ただ、今我々が今までこれまで説明してきた通りですねこの地下水排水設備自体が溢水防護設備ではない成立してございまして、建物耐震側で
1:42:07	近いを設計用地下水水位を設定されませんそれを、がその溢水側の評価の前提条件として今取り入れたという考えだったんですが、ちょっと改めてこう整理させていただく必要があるかなというふうには感じました。
1:42:23	はい、規制庁コサクです。他のところでやってるから流用するというのは実態条項ですよって説明するときには別に構いませんけど、設計方針として書くっていうのはやっぱりその位置付けを持たなきゃいけないので、内郭防護になっちゃう。
1:42:39	よね。あっこ外郭防護なのかな何かコメントはちょっと有効かませんが、なっちゃうんで、そうでないのであれば、やはり
1:42:50	浸水防止という措置はきちりとやっていただいて、
1:42:55	その上で、実態としてこうですよというふうに言っていただくしかないんじゃないかなというふうに思います。ちなみに絶対として節水措置は、
1:43:04	地上面まで行って一通りやられるっていう理解でいいんでしょうか。

1:43:12	うん。日本原燃シノザキです。ええと貫通部のところの止水措置アボ予定で す。行うこととしています。
1:43:20	はい、規制庁プロコサクです。そうであれば、変に書き込まないほうがいいんじ ゃないかなというふうに思いますね。
1:43:28	再生利用可能指定はもう、また確認できればと思います。よろしくお願いま す。
1:43:39	規制庁中です。
1:43:41	ここはちょっと管理を溢水条文としての書き方なり、その許可との関係というこ とでも改めて検討していただきたいなと思っていてですね、今、実はいっす今 ざっと人目手動見てみたんですけどやっぱりすね
1:43:58	ここだけじゃない。
1:44:00	結局なんか一番右の発電炉に引きずら様ですね。
1:44:04	何か許可に変えてもないようなことが続いて、結構たびたび出てくるような傾 向が、
1:44:10	あってですね、Ⅱ、それがまさにその外部事象でいろいろ指摘をした中で、
1:44:16	そこは改めて許可を中心にして整理をするということだったかと思っ ていてですね、何かそその鏡なんか、
1:44:25	信用してないんじゃないかという気はして、
1:44:29	そこはその全般的なコメントとしてですね、許可との関係で、ある程度 の条文で記載しなければならないというところの範囲でこう記載して いただきたいと。
1:44:42	いうふうには思っています。
1:44:49	はい、日本原燃イシハラございますそこは統一的な目でしっかりと見てい きたいと思っ ます今でも見ているつもりであるんですがまだちょっとばらつきがある ようですので、そこは統一していきたいと思っ ます。この後、今後提出す でに提出したものがあるかも しれません今後ヒアリング町 の中にですね。
1:45:08	若干迷って書いてるものもあ ります。例えばですけど、
1:45:18	よく制度放射性物質の抑制設 備ですね拡散抑制なんかの設 備で我々も許可 のときにそこまで整理し きれなくてまだ設計が固ま ってないっていうのもあ って、あんまり書かずに、
1:45:33	昔ます許可でように整理し よう中に若干触れたぐら いのものがあつたシル トフェンスの話とか、吸 着材の話ですね、の方 見ますとある程度数量 であつたり何なりって いうの書いているもの があります。
1:45:50	それを模糊確認すると、結 局は技術基準の解釈内 規に書いてある、どこ までどう読むかなん ですけども、運営の 拡散を抑制すること ができることみたい なことを解釈や抱 えてることの具 体化としてあり そう いったものの、
1:46:09	設計すべきものを ですとか数量であ つたりとかって いうのを書いて るものがあり まして、これ比 較した結果書 かないという のはなぜ書 かないのか っていう整 理もい りますし、各 長くで なんで書 くんだ というの もあり ます その 辺 ち よ つ と 迷 っ

	て比較的取り寄せて書いてるパターンで今お出しをしているものがあると思います。
1:46:28	そこにはどう考えてるから御説明をさせていただきながら、適切な形に最終的にしていきたいと思いますが、そういった状況最ももあるというのもう御認識いただければと思います。以上です。
1:46:41	規制庁中です。ここら辺はそういう意味で少しちょっとそういう意味で溢水が何か提示されるタイミングがあまりよくなかったのかという気はしていて、
1:46:55	残りは午前中だけですと、
1:46:59	本全体的な進め方あれですかね、午前中は午前中でとりあえずできるところまでやってここはまた別のヒアリング入ってるので。
1:47:08	もうそれは継続せずに、プレス機はできるところまでやるというような進め方でよろしいでしょうか。
1:47:16	はい、容疑者でございます。北海道ヒアリングとの関係もありますんでそうですね午前中でできるところまでやらせていただければ、また各役員の方は溢水等出だしは変わりますが、中身としては同じような展開になると思いますので合わせて修正すべきところが展開をしていきたいと思ってます。
1:47:35	よろしくお願ひします。はい、規制庁の中西化学薬品ですけど、9月8日付のスケジュールのどうかのやらないことを今日やらないことになっていてですね、
1:47:47	昨日の提出されたスケジュールでいきなりやることになりましたって入ってるんで全然うちとしてはもう準備は間に合っていないので、
1:47:56	先週からそっか、関係役員については今日やるつもりはなかったんですけど、そこはですね、稼働ちょっと従前から申して同時に稼働少し余裕を持って国、
1:48:09	口というか、していただきたいと思うんですが所管
1:48:15	はい、日本ギリシャでございます。大変申し訳ございませんでした。ちょっとスケジュール作る側と偏見をうまくなかったみたいなのでちょっとそこ、基本的にはおっしゃる通り、事前にこの日はこういうアイテムですっていうのを
1:48:30	お話をさせていただいてヒアリングをいろいろと有利度へのしっかりもつというのが前提になりますので、そこを含めてしっかり対応させていただきます。
1:48:39	はい、規制庁中です。よろしくお願ひします。
1:48:43	じゃああんまり時間もないんですよ。本当はちょっといろいろ指摘をしようかと思いつつ、またリバイスモデルということではあんまり細かい指摘はせずにと
1:48:51	主立ったところだけで言うと、
1:48:55	最初の6ページのところからですね冒頭のところと、
1:49:02	あとは、要するに、7ページ。
1:49:05	9ページぐらいまでが

1:49:09	申すべき設備の選定というのはずっと書いてあるんですけども、感想としてはですね、流したというふうに思っていますね、その中、
1:49:18	繰り返し同じようなことを書いていて結局その個々の
1:49:22	パラグラフが皆的に書かれてるかどうかというオオオカのパラグラフと比べて、何となく
1:49:29	もう曖昧なところがあってですねそこは他でも指摘をしてるのではまたリバイスされると思うんですけど。
1:49:38	そういう理解でよろしいんですかね。例えば6ページ目とかですね青字で
1:49:44	ここで安全機能を有する施設のとかって、
1:49:48	冷却、水素掃気、火災は安全機能を損なわない設計とするというのが追加されているんですが、これは、
1:49:56	さっきの話もちょっと重なるんですけど、できればそこら辺はそれで今話で、
1:50:01	上に書いてあるのか。
1:50:03	安全機能を損なわない施設ものとするとなんが違うのかとあって、じゃあそれは、
1:50:09	何なのかとかと思うのんとしてると。
1:50:12	また7ページ目ぐらいから何か防護対象設備
1:50:16	以下防護対象設備というとか、またその8ページ目で6.2で防護すべき設備の選定とか、新しい儲けとかですね、何か重複感等曖昧さを表現の曖昧さがあるんですがこれは、
1:50:31	ちょっと直したほうがいいのかなと思うんですけどいかがでしょうか。してる間に大いにシェアでございます。ご指摘の通りだと思ってますので、直したいと思います。ちょっと
1:50:44	右に引きずられている感が大分あるんで、ちょっと書くべきことをどこに何を書くべきかっての整理をした上で当たりに書くことが多すぎるとまた防護対象施設の6.2ともかぶりまくりますしその辺と技術基準の適合っていう教育方針をちゃんとまず書いて、
1:51:04	方法5設備の選定に入りとかですねもうちょっとスキームの区切り方があるんじゃないかなと思いますのでそこは整理をさせていただきます。
1:51:13	はい、規制庁なんかまさにここはですね、立論こういうコストになってるんで、真似したらこういう構成であるだろうなと思いつつ、
1:51:22	ちょっと実は読んでまあ何となくわかりつつなんか銀聯の方は手広く冗長すぎるというところは観測ですと同じように8ページ目ですね
1:51:32	入れとこうあのときに、具体的にはこういう設備であるという具体的なことをざっと書いてるんですけどこれも実力そう書いてあるんでそう書いたんだろうなと思います。
1:51:42	なんか副まで確率はお金っていう気もするんですけど。
1:51:46	ムラノbいかがでしょうか。

1:51:54	日本原燃衝撃です。こちらのロット有料の添付資料 6 から持ってきてますので町長だといったところでもし全体的な意見としてますが、これらの炉のものをそのまま持ってきたというところだけではないかだけ言わせていただきました。
1:52:08	はい、規制庁の中島わかりましたそれはそれでじゃあそういうことですねっていうのは理解しつつ、どこまで具体化各区の川上市長もここで多分整理があると思いますので、
1:52:19	それと合わせるような形で必要であれば直していただくと。
1:52:24	いうところをお願いします。
1:52:30	IP人間にイシハラでございます。外部衝撃以外でも同じような展開が必要ですのでそういう部分も含めて修正させていただきます。
1:52:39	はい。
1:52:41	ちらっとはちょっと表現ぶりが前提的に見直しということになるんですけど。
1:52:46	別紙 1、私あの後、
1:52:51	一つぐらいで、
1:52:53	今度別紙 2 のほうでちょっと大枠の話としてですね、ざっと見てなんですけれど。
1:53:00	溢水の場合のその設備の主な設備の抽出の仕方なんですけれど。
1:53:12	例えば非常に飛んで恐縮なんですけど 87 ページですね
1:53:18	別紙 2 の表がついてで、
1:53:23	ん中でもこがな設備っていうところを見るとですね、1 水源となる機器っていうのがあってですね。
1:53:30	これはほんまな設備の定義次第だと思うんですけど。
1:53:34	これを抽出する必要性ってあるんでしょうか。
1:53:45	多分ですね、1 水源自体はその何か。
1:53:50	次申請設備でもないし、それは一つの条件であって、
1:53:56	何か設備の抽出という観点からすれば、ちょっと適切なのかどうかという疑問があるんですがいかがですか。
1:54:06	日本原燃の衝撃ですあの当時のこの様式の作り方の考え方に従ってですね書いたものでございますけれども、スポーツ適切に見直して参ります。
1:54:18	わかりました。
1:54:20	あと書き方がですねあとじゃあ今回の溢水防護設備というのはどういう形になってるかっていうと今の
1:54:27	溢水防護設備しか書けないんですけど。
1:54:31	設備リストとかの対応の関係でいうと、これはどこまでブレイクダウンさせていただくつもりですか
1:54:38	この程度の記載になっちゃうんですかね。
1:54:46	被水防護設備であれば扉とか堰とかいろいろ効果があるわけじゃないですか。今のその設備の別紙 2 の作り方の記載として、

1:54:57	溢水防護設備ですとしか書いてないんですけど。
1:55:01	何かこれはこれでおしまいなんですか。
1:55:07	日本原燃のシノザキです。ご指摘を踏まえまして、具体的なところではなくて堰ですとか、扉とか、そういったところまでは幾らてると思いますので、
1:55:19	1 回考えたいと思います。
1:55:22	はい。
1:55:22	あとは表現レベルで
1:55:25	ゲート防護すべき設備も一応今抽出しているんですけど、細かい細かく書いてるんですけど、一方で、
1:55:34	何かSA設備の重大事故設備ですっておしまいになってるんですけど、これはこんな程度にするっちゃうことですから、記載の
1:55:44	はい、右にイシハラでございますこれ別紙 2 の中でどこの条文でこれをブレークフツ化だと思ってます。SA設備経費水から守るべき設備っていうのはこれ役に言うとはとんとんと宴会していくとですね、再処理でいくと 36 条で重大事故対策出てくるんですがここでも展開は具体。
1:56:04	あまりされずに個別の重大事故たい設備側の条文飛んでいってそこで初めて Briggsされて、この設備、
1:56:12	海水から守りますという展開になっていきますとこの別紙 2-cとd処理を具体化するかってことかなと思ってますので、それも含めた上で書き方は整理をしたいと思います。現状先ほど溢水量となりうる機器でもないですけど、対象として具体的に書かなくても、何が。
1:56:31	対象になるかっていうのを書いておけばその後の展開ができる場合には、具体はあまりここでは示さないような転嫁の書き方にしています。
1:56:41	はい、規制庁の川です。消せISAでそういう説明はそうなのかなと思いますので、DBとの差が激しいですね。
1:56:48	ちょっと統一的な考えとしてどうまとめるのかというのがわからなかったところで質問です。そこは記載内容について検討いただければと思います。私からはとりあえずざっとは以上ですけど、ほかに何かありましたら、
1:57:03	よろしく申し上げます。
1:57:09	手帳コサクです。先ほどのいつ制限等なり得る機器っていうことなんですけど。
1:57:21	1 水源。
1:57:25	想定の中で耐震補強するとかですね、そういうような活動もあろうかと思いますので、
1:57:34	視点としては大事なんだと思いますので、
1:57:38	一方でそれが
1:57:42	設工認の対象機器であつたりそうでなかったりということもあると思うんですけど。

1:57:48	そのあたりはどこでどう説明をして、設工認と説明し切るっていうのはどういうことなのかなっていうのは、
1:57:58	どうまとめられてますでしょうか。
1:58:01	行儀にイシハラございます。沢山おっしゃっていただいた通り制限となり得る機器の中にもその要領なりを担保要件にしないといけない人とそれがいいレベルのものとしてスミヤ系があると思ってます。
1:58:19	ほとんどのやっぱ一般
1:58:23	UTP系ですかね、で使ってるようなもので、そういうものがいいと、その容量については特段その安全設計上担保するものではないけれども、ただ、溢水では水源としてその量は書かないといけないしそれがいわゆる溢水高さに効いてくるというのもあるので、
1:58:40	現状は今のこの石英となり得る機器っていうのを設備会計のほうがいいのかどうかってのは、ちょっと若干ある気がします書くことがなくて書いてしまった結果なんですけど、と考慮しなきゃいけないものとしてはあり得るとあるなきゃいけないんだと思ってましてそれは、
1:58:56	基本設計上、設計上はあくまで言い過ぎになるものをちゃんと抽出した上でそれを水源として考えて評価しなさいという考え方があっていいの。
1:59:07	あるべきなのかなと思ってますが添付では、それをここにどんだけの容量のものが溢水厳冬指定機器と黄色いのあるのかというのをここに上げて表で示していくというのが必要な観点だろうと。
1:59:19	あとは凄審議会にそのもととその容量が設計上決められて決めないといけないものっていうのは、それは溢水となり得る機器でもプールの容量って当然設計上書かれるもんだと思うのでそういうのをちゃんと設計上の要件に合わせて書き分けていくのかなと思ってました。
1:59:40	規制庁コサクです。
1:59:43	書き分けていくときにですね、最終的には
1:59:50	影響評価ということで最終回でクローズすると。
1:59:54	ということなので、そこに丸が入ってくる。
1:59:58	床の記載が入ってくるんだと思うんですけど。
2:00:01	一方で、その状況、その条件を設定するために耐震補強します云々でっていうことで言うと、工事着手前認可という基本概念から言えば、
2:00:13	ここの設計方針を申請をしたことによってその対応がとれるようになります。
2:00:21	ということだとすると初回なり、どこかで
2:00:27	一章として言うということでもありつつ、先ほどの保有水よみみたいな話であればその設計を出すときに、推量特定しますということでマーキングされるんでしょうシート
2:00:44	ということのような気がしてて、

2:00:49	余りにも丸め過ぎてるがゆえに、その概念が十分見解されていないんじゃないかなって気がするんですけど、どうなってます。
2:01:03	入院 2 社でございます。そういう意味では、この 1 制限となりうる機器自体にも、この設備エントリーされて設工認を出すものもありますので、その仕分けですね、御した上で、
2:01:18	これ、
2:01:20	下記ここをちゃんとブレークして家計タケダだけ書いた上で、その申請開示の中で出てくる人と日本海でキャッチアップされるものっていうのを最初にできれば 3 階ですか、目的は 4 回でやっちゃって切りされるものっていうのを分けるかちょっと考えたいと思います。
2:01:40	恣意性開示の中で全部が 4 階かというところでもないもので、そういうのも含めて整理をしたいと思います。
2:01:49	はい、よろしくお願いします。規制庁直角でした。
2:01:58	規制庁ながらそこに何か規制庁が原燃側から何かありますでしょうか。
2:02:12	日本原燃篠崎でございますがちょっと別紙 5 まで飛ぶんですが、市場の動きのほうがございます、本来第 3 グループで出そうとしているものを第 2 グループとここに誤って丸がついてるものがございますので、前耐久性の際にそういったところも訂正させていただきます。
2:02:30	はい、規制庁の川です。ちょっと暴力というところにまず別紙 1 をちゃんと整理していただきたいというところがあって、そこは
2:02:40	外部事象でいろいろこう共通的に議論しているのも、それも踏まえながらもですね、
2:02:47	議論をしたほうがいいのかっていう気もしていますしないと何となくそれが反映された資料なんかどうかというのも結局よくわからなかったところで、
2:02:56	危惧していたところもあってですね、そういうところも含めて今後スケジュールを組んでいただければと思います。以上です。
2:03:04	はい。日本原燃書だけで今ちょっと平行してやっていますのでそういったタイムラグがございますけども、最終的には他の条文でいただいたコメントも反映した形で整理させていただきます。
2:03:17	規制庁コサクです。今の点で言うと、資料提示からヒアリングまでにタイムラグがあってですね、その過程の中で、その間にほかのヒアリングがあってというようなこともあろうかと思えます。そういった点をですね、次回の範囲にとか、
2:03:36	言っていると思ったところまで話の
2:03:40	になっちゃうと思うので、
2:03:45	ヒアリングまでにあったところについては、資料としては整理できていなくてもうヒアリングの場で最初にですね、資料としてはいつ時点のこうだったけれども、いつこう話のあったものについては交代を

2:04:03	することで考えていますということをお願いいたしますと、その時点での最新の情報としてヒアリングを進められるということだと思いますので、今後そういう対応していただければと思いますけれども、よろしいですか。
2:04:19	IPに大いに者でございます。他の条文で統一して、そういうことができるように準備をしていきます。
2:04:31	規制庁の中で、じゃあ、全う特段なければこれで終了したいと思いますのですが、全体的な式としてシミズ3の矢視してよろしいでしょうか。
2:04:46	規制庁清水です。はい、若干実予定していたヒアリングメニューを終わりましたので、担当としては何もないようでしたらこれヒアリングを終了したいと思いますのですが、減免よろしいでしょうか。
2:05:02	はい、三和ギリシャでございますはい、ありがとうございました。
2:05:06	ありがたかつ規制庁シミズです。ありがとうございます。それでは部屋と本日のヒアリングを終了したいと思いますので、管長会議室の方で録音の提出